

## 平成27年度事業報告の附属明細書

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条3項に規定する附属明細書「事業報告に内容を補足する重要な事項が存在しないので作成しない。

公益財団法人長門市文化振興財団